

# 青森県報

号外第三十二号

令和七年  
三月三十一日  
(月曜日)

青森県規則第三十五号

青森県私立学校振興助成法施行細則

(趣旨)

第一条 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号。以下「法」という。）の施行については、私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）及び私立学校振興助成法施行規則（令和六年文部科学省令第二十九号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(計算書類及び附属明細書の監査)

第三条 法第十四条第二項（法附則第二条第二項及び第二条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による監査は、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類（活動区分資金収支計算書を除く。）及びその附属明細書（法附則第二条第二項及び第二条の二第二項の規定により法第十四条第二項の規定を読み替えて適用する場合にあっては、貸借対照表及び収支計算書（活動区分資金収支計算書を除く。）並びにこれらの附属明細書）が作成されているかどうかについて行われなければならない。

(所轄庁への提出書類)

第四条 私立学校振興助成法施行規則第二条第四号（同令附則第三条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。  
2 第三条及び第四条の規定は、この規則の施行の日以後に開始する会計年度に係る法第十四条第一項の補助金の交付を受ける学校法人（学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等（法附則第二条第二項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等をいう。）及び法附則第二条の二第一項の社会福祉法人を含む。以下同じ。）に

## 目 次

### 規 則

○青森県私立学校振興助成法施行細則……………（県民活躍推進課）…一

### 訓 令

○青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令……………（総務文書課）…二

○法令審議会規程を廃止する訓令……………（同）…三

### 告 示

○文書記号の一部改正……………（総務文書課）…三

### 公 安 委 員 会

○青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則……………（警務課）…五

### 公 営 企 業

○青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………（整備企画課）…六

## 規 則

青森県私立学校振興助成法施行細則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

ついで適用し、同日前に開始した会計年度に係る法第十四条第一項の補助金の交付を受けた学校法人の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類、収支予算書及び監査報告書の作成及び届出については、なお従前の例による。

訓 令

青森県訓令甲第十五号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県文書取扱規程（平成二十五年九月青森県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「地域県民局等」を「県税事務所等」に改める。

第四条第一項中「知事公室長」の下に「及び室長」を加え、「（地域県民局にあっては、部長。第十三条及び第十五条第一項を除き、以下同じ。）」を削る。

第五条中「知事公室」の下に「及び室」を加える。

第九条第二項中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 室長印

第十一条第三号中「青森県地域県民局及び行政機関設置条例」を「青森県行政機関設置条例」に改め、「地域県民局及び」を削る。

第十三条の表知事公室長印、課長印の項中「課長印」の下に「、室長印」を加え、同表出先機関の長印、出先機関の印の項中「（地域県民局にあっては、地域連携部長）」を削り、同表地域県民局の部長印の項を削り、同表専用公印の項中「（地域県民局にあっては、部長）」を削る。

第十五条第一項中「（地域県民局にあっては、部長を含む。）」を削る。

第二章第四節の節名中「地域県民局等」を「県税事務所等」に改める。

第四十九条第一項中「地域県民局その他」を「県税事務所、児童相談所、地域連携事務所、保健所、福祉事務所、農林水産事務所及び県土整備事務所その他」に、「地域県民局等」を「県税事務所等」に改め、「（地域県民局にあっては、部）」を削り、同条第二項中「地域県民局等の長（地域県民局にあっては、部長。次条第四項において同じ）」を「県税事務所等の長（以下「所長」という）」に改める。

第五十条第四項中「地域県民局等の長」を「所長」に改め、同条第五項中「地域県民局等（地域県民局にあっては、部）」を「県税事務所等」に改める。

第五十五条及び第五十七条中「地域県民局等」を「県税事務所等」に改める。

第五十八条中「地域県民局等の長」を「所長」に改め、同条ただし書を削る。

第五十九条中「地域県民局等」を「県税事務所等」に改める。

第六十条第一項中「地域県民局等の長（地域県民局にあっては、部長を含む。）」「を「所長」に改め、同条第三項中「地域県民局等」を「県税事務所等」に改める。

第六十二条中「地域県民局等」を「県税事務所等」に改める。

第六十三条中「、地域県民局等」を「、県税事務所等」に改め、同条の表中「地域県民局等の長（地域県民局にあっては、地域連携部長。以下この項において同じ。）」を「所長」に、「地域県民局等の長に」を「所長に」に改める。

第六十六条（見出しを含む。）中「地域県民局等」を「県税事務所等」に改める。

第七十六条第六項中「（地域県民局にあっては、部）」を削る。

第七十九条中「地域県民局等」を「県税事務所等」に改める。

第八十六条第一項中「第七条第一項」を「第七条」に改める。

青 森 県 印	青 森 県 印	青 森 県 印
青 森 県 印	青 森 県 印	青 森 県 印
青 森 県 印	青 森 県 印	青 森 県 印
青 森 県 印	青 森 県 印	青 森 県 印

青 森 県 印	青 森 県 印	青 森 県 印
青 森 県 印	青 森 県 印	青 森 県 印
青 森 県 印	青 森 県 印	青 森 県 印
青 森 県 印	青 森 県 印	青 森 県 印

に改め、同(1)口中

〔青 森 県〕  
○ 〇 〇 〇 〇 〇  
事 務 所 印

を

〔青 森 県〕  
○ 〇 〇 〇 〇 〇  
事 務 所 印

に改め、

同表の2の表中

地 域 県 民 局 印	2 4
出先機関の長印 (地域県民局長印を除く。)	2 1
地 域 県 民 局 の 部 長 印	2 1

を

出 先 機 関 の 長 印	2 1
出 先 機 関 の 長 印	2 1

に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十六号

庁 中 一 般  
出 先 機 関

法令審議会規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

法令審議会規程を廃止する訓令

法令審議会規程（昭和三十三年五月青森県訓令甲第三十四号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第二十号

平成二十五年十月一日青森県告示第七百二十二号（文書記号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

1の表広報広聴課の項の次に次のように加える。

行政啓蒙	青行政啓
------	------

1の表統計分析課の項の次に次のように加える。

統合新病院開設準備室	青統病準
------------	------

1の表環境保全課の項からエネルギー開発振興課の項までを次のように改める。

エネルギー・脱炭素政策課	青エ脱
資源循環推進課	青資推
自然保護課	青自然

2の表青地地域県民局地域連携部の項から下北地域県民局地域整備部の項までを削り、同表青森県東京事務所の項の次に次のように加える。

青森県中央県税事務所	中央県税
青森県中南県税事務所	中南県税
青森県三八県税事務所	三八県税
青森県西北県税事務所	西北県税
青森県上北県税事務所	上北県税

青森県下北県税事務所	下北県税
------------	------

2の表青森県弘前児童相談所の項から青森県七戸児童相談所の項までを次のように改める。

青森県中南児童相談所	中南児相
青森県三八児童相談所	三八児相
青森県西北児童相談所	西北児相
青森県下北児童相談所	下北児相
青森県上北児童相談所	上北児相

2の表青森県立子ども自立センターみらいの項の次に次のように加える。

青森県東青地域連携事務所	東連携
青森県中南地域連携事務所	中連携
青森県三八地域連携事務所	三連携
青森県西北地域連携事務所	西連携
青森県上北地域連携事務所	上連携
青森県下北地域連携事務所	下連携

2の表青森県I・T・E・R支援東京連絡事務所の項の次に次のように加える。

青森県青森環境管理事務所	青環境
青森県弘前環境管理事務所	弘環境
青森県八戸環境管理事務所	八環境
青森県むつ環境管理事務所	む環境

2の表東地方保健所の項中「東地方保健所」を「青森県東津軽保健所」に改め、同表弘前保健所の項から上北地方福祉事務所の項までを次のように改める。

青森県中南保健所	中保健
青森県三戸保健所	三保健

青森県西北保健所	西保健
青森県上北保健所	上保健
青森県下北保健所	下保健
青森県中央福祉事務所	中央福
青森県中南福祉事務所	中南福
青森県三戸福祉事務所	三戸福
青森県西北福祉事務所	西北福
青森県下北福祉事務所	下北福
青森県上北福祉事務所	上北福

2の表青森県立美術館の項の次に次のように加える。

青森県東青農林水産事務所	東農水
青森県東青農林水産事務所青森水産事務所	東青水産
青森県中南農林水産事務所	中農水
青森県三八農林水産事務所	三農水
青森県三八農林水産事務所八戸家畜保健衛生所	三八家保
青森県三八農林水産事務所八戸水産事務所	三八水産
青森県西北農林水産事務所	西農水
青森県西北農林水産事務所つがる広域家畜保健衛生所	西つ広家保
青森県西北農林水産事務所鱸ヶ沢水産事務所	西鱸水産
青森県上北農林水産事務所	上農水
青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所	上中家保
青森県下北農林水産事務所	下農水
青森県下北農林水産事務所むつ家畜保健衛生所	下む家保
青森県下北農林水産事務所むつ水産事務所	下む水産
青森県病害虫防除所	青病防
青森県営農大	青営大

2の表青森県営農農大学校の項及び青森県病害虫防除所の項を削る。

# 公安委員会

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

## 青森県公安委員会規則第八号

### 青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則

青森県警察職員の定員配置規則（昭和二十九年七月青森県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

青森県東青県土整備事務所	東県整
青森県東青県土整備事務所青森港管理所	東整青港管
青森県中南県土整備事務所	中県整
青森県三八県土整備事務所	三県整
青森県三八県土整備事務所八戸港管理所	三整八港管
青森県西北県土整備事務所	西県整
青森県西北県土整備事務所鱈ヶ沢道路河川事業所	西整鱈道事
青森県上北県土整備事務所	上県整
青森県上北県土整備事務所むつ小川原港管理所	上整む港管
青森県下北県土整備事務所	下県整

### 別表

青森県警察職員定員表

本部、署名	区 分	警 視	警 部	警部補	巡 査 長	巡 査	小 計	一 般 員	合 計
県 警 察 本 部		66	108	332	268	73	847	248	1,095
青 森 警 察 署		4	13	64	91	131	303	20	323
青 森 南 警 察 署		1	2	8	6	12	29	2	31
青 外 ケ 浜 警 察 署		1	1	7	7	9	25	2	27
大 間 警 察 署		1	1	6	6	8	22	2	24
む つ 警 察 署		2	6	15	22	33	78	8	86
野 辺 地 警 察 署		1	5	11	5	17	39	3	42
弘 前 警 察 署		5	11	52	67	89	224	16	240
鱈 ヶ 沢 警 察 署		1	3	7	12	13	36	3	39
つ が る 警 察 署		1	4	8	10	17	40	3	43
五 所 川 原 警 察 署		2	6	21	21	43	93	6	99
黒 石 警 察 署		2	7	16	30	34	89	5	94
八 戸 警 察 署		4	12	58	76	113	263	27	290
三 戸 警 察 署		1	4	10	6	19	40	3	43
五 戸 警 察 署		1	1	6	12	7	27	2	29
十 七 三 和 田 警 察 署		2	6	13	17	36	74	5	79
七 戸 警 察 署		1	4	10	8	15	38	3	41
三 沢 警 察 署		2	6	18	20	35	81	8	89
合 計		98	200	662	684	704	2,348	366	2,714

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

### 附 則

# 公 営 企 業

別表を次のように改める。

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県公営企業管理規程第一号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条中「第二十二條の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）  
青森市長 島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭